

インド国ムンバイ-アーメダバード間  
高速鉄道建設事業  
(有償資金協力)  
環境レビュー

日時 2018年9月3日(金) 14:00~17:32

場所 JICA本部 111会議室

(独)国際協力機構

### 助言委員（敬称略）

柴田 裕希	東邦大学 理学部 准教授
寺原 譲治	城西国際大学 環境社会学部 教授
錦澤 滋雄	東京工業大学 環境・社会理工学院 融合理工学系 准教授
原嶋 洋平	拓殖大学 国際学部 教授

### JICA

#### <事業主管部>

稲田 恭輔	南アジア部 南アジア第一課 課長
宇佐美 幹	南アジア部 南アジア第一課

#### <事務局>

永井 進介	審査部 環境社会配慮審査課 課長
宮中 康江	審査部 環境社会配慮審査課兼監理課

### オブザーバー

#### <調査団>

【インドより TV 会議にて参加】

長岡 真也	株式会社パデコ
原田 洋一	日本コンサルツ株式会社

インド国ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道建設事業  
(有償資金協力)  
環境レビューワーキンググループの論点

本ワーキンググループにおける論点は以下の通り。

**1. 助言委員会への付議経緯**

助言委員より、本事業は経緯があり、事業規模も大きいため、環境レビュー段階のみでカバーするのは難しい面もある旨コメントがあった。JICA より、本事業は、フィージビリティスタディ（以下、F/S）時のスコーピング段階及び、DFR 段階で助言委員会に付議している。また、F/S 時に頂戴した助言は、本ワーキング会合に配布した環境社会配慮文書（S-EIA、RAP、IPP）に反映されていることを確認した上で、審議頂いているため、継続的に助言委員会が確認している旨説明した。さらに、2018 年 6 月の案件概要説明後に助言委員の改選があったため、本ワーキング会合前に、非公式に、担当委員に対して事業概要を改めて説明する機会を設ける等、委員の理解促進にも努めた旨説明した。

以 上

インド国ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道建設事業  
(有償資金協力)  
環境レビュー

NO.	該当 ページ	事前質問 (質)・コメント (コ)	委員名	回 答
<b>【全体事項】</b>				
1.	わかり ません でした。	ムンバイ-アーメダバード間の航空運賃を4,100 ルピーとして参照されていますが、webで検索すると大幅に低い価格(2,500 から 3,500 円程度)で販売されているようです。利用料金設定にあたり、価格競争の激しい航空運賃との比較を参考にしつつ、必要に応じて柔軟な見直しが行なわれるよう確認されるとよいと考えます。(コ)	柴田 委員	競合と考えられる直行便のエコノミークラス・予約条件(翌日-1ヶ月先)の価格をみますと、4,100 ルピーという価格設定は、適正であると考えられます。また、インドのインフレ率を考えますと、開業が予定される2023年には、競合交通機関の運賃が現時点より更に値上げされている可能性があります。F/Sで想定した4,100 ルピーをベースとしつつ、開業前に加え、開業後に定期的に、競合交通機関の料金を調査しながら価格設定を行うことが確認されています。
2.		助言対応表の「助言対応結果」で「FR」と示されている資料は、今回提供された11の資料のうち、どれに該当するのか。(質)	原嶋 委員	提供された11の資料の中には入っていません。FRとはFinal Reportのことを指しておりまして、下記リンク先のJoint Feasibility Study for Mumbai-Ahmedabad High Speed Railway Corridorでダウンロード頂けます。 <a href="https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/category_a_b_fi.html">https://www.jica.go.jp/english/our_work/social_environmental/id/asia/south/category_a_b_fi.html</a>
3.		今回提供されたIPPは、マハラシュトラ州とグジャラート州で路線上の複数の指定カースト居住区をすべてまとめて対象としたものか。(質)	原嶋 委員	IPP (Indigenous People Plan) は「独特な文化や生計を営む民族や特定グループ」への配慮を目的として実施機関へ策定を求めているもので、インド国憲法の下、規定された指定部族 (Scheduled Tribe : ST) の独立した自治を守るために設定された指定地域内 (Scheduled Area) の指定部族を対象としたものです。そのため、指定カースト (Scheduled Caste) を対象として策定されたものではありません。
4.		多くの部分が高架橋・陸橋であるが、これらの直下の土地はどのように利用されるのか。家や土地のない人々が寄ってしまう状況のおそれ	原嶋 委員	高架橋・陸橋直下は道路交差点を除き、実施機関が所有し恒久的な管理を行う予定です。高速鉄道の運用に必要な付帯施設周辺・既存鉄道敷地内を除き、立ち入り制限は行われないため、横断・縦断は基本的に自由に行われる予定です。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		は。立入禁止などの規制を行った場合も、遵守を確保する措置は。(コ)		しかしながら、非正規住民等による占拠防止対策に関しましては、現地実施機関が日常的に行う事業サイトの夜間点検時にモニターし、不法な占拠が確認された場合は実施機関と県が協力して対応します。
5.		高架橋・陸橋が動物の移動や農作業のための人の移動を妨げるような箇所はないか。(質)	原嶋委員	動物や人の移動を妨げる事は基本的にありません。縦断・横断は自由に行えるようになっております。道路交差点に関しましては橋脚の位置を調整し、移動の妨げとならないような調整が行われています。
6.		12 の駅舎と 23 の橋梁はすべて高速鉄道専用か。(質)	原嶋委員	全て高速鉄道専用です。なお、グジャラート州の3 駅（サバルマティ、アーメダバード、バドーダラ）に関しましては、既存インド鉄道の駅への連絡通路が設けられます。
7.		事業に関して、政府許認可については詳述されているが、各地のパンチャヤットによる許可が必要な場合はないか。その状況は。(質)	原嶋委員	必要なケースは二つあり、指定部族（ST）の自治を目的として指定された地域（Scheduled Area）で①用地取得を行う場合と、②森林伐採許可を得る場合です。まず、①については、本事業対象地ではグジャラート州においてのみ、村レベルの代表（パンチャヤット）の同意を得ることが求められており、これを取得済みです。②については、各州共に ST の村レベルの同意を取る必要があり、手続き中です。
8.		前回参加していませんので不案内でしたら、お許しいただきたし。 第 91 回議事録より、今回は、事業計画の変更部分を対象とすると理解します。その大きな変更部分以下の 2 点：1：盛土から高架への変更、2：海底トンネルの施工方法の変更。 加えて、RAP と IPP の作成。(コ)	寺原委員	事業計画の主要変更部分に関しましてはご指摘の 2 点の通りです。 RAP と IPP に関しましては、F/S 調査時の条件（盛土+想定 ROW）で作成された RAP と IPP を基本に、構造の変更（高架化）と標高を考慮した ROW が確定され、実施機関において修正されました。
9.	SEIA	SEIA が出ているがこれはすでに確定・公表されたものか。助言委員会の助言対象ではないという位置づけか。(質)	錦澤委員	SEIA は現在まだ確定・公表されていません。SEIA は助言委員会の助言対象となります。
10.	SEIA	事業計画の説明において、どの区間がどの工法（トンネル、高架、地上等）を採用したかの概要を説明する地図があった方がわかりやすい。	錦澤委員	添付のような地図を追加いたします。距離程ごとの構造につきましては、添付資料（Vol.II）Annexure 1.3 に整理され、トンネルや道路・河川等の橋梁の場所や概要について第 1.3 節で整理されています。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		（コ）		
11.	環境レビュー方針 1-5)	施工開始後に実施されるモニタリングについて、JICA（あるいは助言委員会）はどのように関与することになるのか。（質）	錦澤委員	施工開始後のモニタリング結果は、定期的にJICAに提出されます。モニタリング結果の提出は貸付契約でも義務付けられており、JICAによる通常の案件監理の一環で、確認を求められる立場にいます。
12.		現在の土地収用の状況は（100%?）（質）	錦澤委員	用地取得はまだ開始されていません。
<b>【代替案の検討】</b>				
13.	SEIA V.1 Ch.2	盛土から高架への全体の変更に伴う線形（ROW）の変更はあるのか?（質）	寺原委員	ROWはF/Sから変更されていますが、断面の構造変更により必要な用地幅が減少しています。
<b>【スコーピングマトリクス】</b>				
<b>【環境配慮】（汚染対策、自然環境等）</b>				
14.	SEIA 5.2, 5.3	トンネルの微気圧波について、新幹線で用いられるものと同様の軽減技術を導入するような記述があるが、同事業で想定される運航速度で坑口に車両侵入した場合、どのレベルで騒音指導が発生するか。特に Virar の Reserved Forest の直下を通過するトンネルや Thane Creek のトンネルは延長が長く、坑口のみでなく途中の換気口（設置されるか否か読み取れませんでした）からの騒音が生じる場合、地上（水面上）に生息するフラミンゴ等への影響がないことを確認する必要があると思います。（質）	柴田委員	トンネルに車両が侵入した場合、圧縮された空気に気圧勾配が生じ、トンネル出口側で音が発生します。振動については、軌道と車両によるものが伝搬されます。営業時の騒音振動レベルについては当該章に予測されており、また、これらの軽減のためとして、トンネルから20m離れたところで20Pa軽減するよう、トンネル出入口に囲いを取り付けるように計画されています。また、トンネルの計画断面は日本の64m <sup>2</sup> に対し、84m <sup>2</sup> とされており、これによりさらに軽減されると想定しています。VirarのReserved Forest直下のトンネルおよびThane Creek海底トンネルに関しましては、自然/野生動物保全地区である事を考慮して、換気口が設置されておりませんため、換気口による動植物への影響は想定されません。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
15.	SEIA 6.9	グリーンベルト開発及び代替植林（マングローブも含む）について、移植、植林の位置や樹種、多様性について現地森林局とよく協議するだけでなく、移植、植林後の定着率を高めるためにも、維持管理における責任と長期的な費用負担の所在について、予め確認しておく必要があると考えます。（コ）	柴田 委員	実施機関と現地森林局との間ではそうした協議が密に行われ、事業インパクトの回避・最小化、代替案の検討がされています。 また、植林後は保護林として森林局の管轄になり、森林局による長期的なモニタリングが行われます。森林局は法令に基づき、植林後の定着状況をモニタリング、費用負担も含め、適正な管理をする義務があります。維持管理費用については、最初の7年間は事業者（実施機関）から森林局へ支払われ、その後は森林局による負担となります。
16.	SEIA 5.14	トンネル掘削にともなう地下水のトンネル内湧水による、地下水脈及び表流水への影響は評価されていますか。丘陵の下部を貫通するTUNNEL NO - 4 や Reserved Forest 直下を貫通する NO - 5, 6 については、地下水位の変化や沢の枯渇などが生じた場合、地表の生態系に大きな影響が生じます。また、周辺では井戸水利用も想定されますので、社会影響が生じる可能性もあります。適切な評価やモニタリングの計画がなされていることを確認する必要があります。（質）	柴田 委員	地質調査（ボーリング）の結果によると、トンネル建設予定地の丘陵部で主だった地下水脈、帯水層は確認されていません。また、建設事業者への契約条件として、施工時の止水、供用（耐用年数100年）時の止水が確保される事が明記され、現地実施機関への引き渡し条件となるため、トンネル内湧水による動植物、周辺住民への影響は想定されません。 一方で、施工時の一時的な影響や供用直後の確認のため、丘陵のトンネル工事地区近郊で井戸利用が確認された場合は、井戸水の水質および水位をモニタリングする計画です。
17.	SEIA 5-6 ~ 5-21	25 地点で既存の鉄道を交差するが、交差する地点での騒音・振動の累積的な影響についてはどのように考慮したのか。（質）	原嶋 委員	ベースライン値として既存の鉄道による騒音・振動を含めた状態が確認されており、また、供用後の高速鉄道からの騒音、振動は S-EIA の 5.2.4 節、5.3.3 節でそれぞれ別途予測されており、これらに基づいて、累積影響が想定されています。
18.	SEIA 5-6 ~ 5-21	日本の経験を引用して、供用後の騒音・振動対策として「防音壁」以外の特別な措置は必要ないと結論づけている。しかし、家屋・住居の状況（構造・質）で日本とインドで異なる点はないか。線路（高架橋）と既存の家屋・住宅との間隔はどのくらい空けるのか。人口が密集する場所では、用地確保にあたり騒音・振動への配	原嶋 委員	日本とインドの家屋・住宅の状況の違いとしては、①日本の方が防音性が高い、②インドの方が線路沿いの空き地に密集すること、が挙げられます。高架中心と既存の家屋・住宅との距離は最低で7.5mとされており、人口が密集する場所では防音壁を線路から2.0mの高さで設置し、供用後のモニタリングで更なる対策の必要性が確認された場合は、現地の家屋・住居の状況（構造・質）にも鑑みつつ防音壁を3.0mまで上げる措置が取られます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		慮はないのか。（コ）		
19.	SEIA 5-27	Thane Creek に建設するトンネル（20km）の供用後における地下水挙動への影響はどのように評価しているのか。Thane Creek における水象への影響は。（質）	原嶋委員	タネクリーク付近での帯水層は5m 以浅であるのに対し、トンネルは深さ 40m であり、帯水層から十分深いところであるため、タネクリークにおける地下水挙動、水象への影響はありません。施工中は、地下水位もモニタリングされます。供用時については、工事による地下水への影響の可能性が無くなること、当該地域では井戸による取水が制限されていることから、影響の可能性は小さいと想定されています。
20.	SEIA 5-43	サンジャイ・ガンディ（SGNP）とツンガルシュワール（TWLS）の二つの保護区の近くでカラヤゴムノキ（ステルキュリア）が伐採されるとあるが、どの程度の規模か。これもマングローブと同様に代償植林されるのか、対策が見当たらない。この伐採によって地元民によるカラヤゴムノキの直接利用（薬用？）は妨げられないか。（質）	原嶋委員	カラヤゴムノキの伐採ですが、現地の情報によると、（薬用を含む）樹液等を採るための樹種ではありません。従って、被影響者の生計や自己消費に大きく与えるような影響は想定されていません。伐採に伴い、民有地の場合は RAP で規定する金銭補償に加え、被影響者は生計回復支援として農業生産を向上させる技術講習や他の職業訓練等を受けることが可能で、自立的な生計回復が行われるように支援を行う予定です。公有地の場合には森林局または管轄する県へ金銭補償を行い、管轄の森林局または県が補償植林を行います。
21.	SEIAV.I &II 4.11 Noise	Vol. II Table 4.11.1~2 NV2 等 Sensitive な点が、Silent Zone と規定されるところにあり、防音壁により配慮すべき。（ただし現状でも相当に基準を超えている。）（コ）	寺原委員	住宅が存在する区間は全て 2m の防音壁が設置され、更なる対策が必要となった場合は、3m（技術的設置限界）の防音壁が設置できるような構造設計がされています。
22.	SEIA V.I 5.12 Fauna	鳥類の衝突（Bird Strike）について記述し、Sensitive な区間では側壁に配慮すべき。（モニタリングシートには記載あり）（コ）	寺原委員	日本の事例では、時折ある Bird Strike の際に種類、数を確認するとのことであり、それに倣うべく、モニタリングシートに記載しました。
23.	SEIA	水象への影響について地下水位をモニタリングすることになっているが、周辺の河川の流量や水位をモニタリングする必要はないか。（コ）	錦澤委員	周辺の河川流量に影響する工種は想定されません。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
24.	SEIA 2)	水質汚染による水利権者（農業、漁業、工場他）への影響は考慮されているか。河川水量の減少についても同じことが懸念される。（コ）	錦澤委員	水質汚染については、施工者および事業者による緩和策及びモニタリングが施され、水利権者も含めた影響が最小化されるよう考慮されています。河川流量については上述のとおりです。
<b>【社会配慮】（住民移転、生活・生計、文化遺産、景観、少数民族、先住民族、労働環境等）</b>				
25.	SEIA 6.2,3	Policy Approach の1) や2) に示される軽減策は、騒音紛争等を事前に回避するだけでなく、街づくりの観点からも非常に有益で重要だと思われるが、この S-EIA での提言が沿線自治体の政策にどのように反映されるのか不明です。これらの政策的アプローチが実際の沿線自治体の政策に反映される仕組みを考慮する必要があります。（コ）	柴田委員	ROW を外れた土地利用の計画・管理は、州および県が行う都市計画および土地利用計画に基づいて行われるため、日本と同様に実施機関が沿線自治体へ働きかけを行い政策へ反映させる事が求められます。特に駅周辺開発や公共交通と高速鉄道の連携は各自治体が今後主体的に行うため、今後実施機関と沿線自治体との協議が本格化する予定です。それらの協議の過程で、実施機関から沿線自治体への働きかけが行われます。
26.	SEIA 6.8.1	3) Sanitary Facilities において、女性労働者への配慮及び、汚水の適切な処理について運用計画を確認する必要があると考えます。（コ）	柴田委員	インドでは女性に対する性的暴行が頻発しているため、公衆の目の行き届かない工事現場への女性進出は非常に限られております。ただし、工事用事務所および労働者宿舎には女性の事務職員や炊事係等が働く機会があるため、女性労働者へ十分な配慮がなされるよう工事契約図書への言及を実施機関へ働きかけます。汚水処理に関しましては、施工ヤードおよび宿舎から排水基準を満たさない排水は行えない事が工事契約図書に明記されており、確認のためのモニタリング、施工管理コンサルタントによる環境監査が定期的に行われ、法令厳守を維持する予定です。
27.	SEIA 6.8.1	4) Housekeeping において、必要に応じて女性労働者への配慮を camp site の設計に反映するように確認する必要があると考えます。（コ）	柴田委員	上記衛生施設設置と同様に、女性労働者への配慮について工事契約書へ反映される様に実施機関へ働きかけを行います。
28.	RAP	Surat と Palghar の二つの県でセンサス調査が遅れていたようであるが、これらで Schedule V village(s)が多いことと関係があるのか。環境レビュー方針と RAP とで被影響世帯数に差異が	原嶋委員	調査の遅れは、ご指摘のあった点との直接的な関係はありません。当初は実施機関の補償方針が適切に伝わっていなかったため、特に補償金額やその他補償条件に不満があり、事業への理解が得られなかったため対話が拒否されたためです。その後、各県で補償方針の全体説明会を実施後、調査が遅れた各村で個別説明会が実施され、上記の問題

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
		あるのは、この調査遅れによるものか。（質）		はその後改善されております。 環境レビュー方針と RAP の差異は、後者の方が直近であることによります。
29.	環境レビュー方針	Surat と Palghar の一部で反対運動があった主な理由は何か。（質）	原嶋委員	
30.	環境レビュー方針 4-7)	Surat と Palghar で調査中にあった反対活動の内容と対応策、現状。（質）	錦澤委員	
31.	RAP	「地主以外の農業従事者」のデータが RAP で見当たらない。現地の産業は農業が中心。審査後に特定するというのでは時機を失していないか。（質）	原嶋委員	センサス調査で農地の地権者、一部労働者へのヒアリングが行なわれたほか、政府の統計にも当たったものの、地主以外の農業労働者の規模の特定が難しいことが明らかになりました。これは、地主以外の農業労働者は植え付けや刈り取りの一時的な雇用に限定され、必要に応じて日雇い形態の労働力確保が行われているためです。 また、本事業で取得する農地幅は 18m と限定的であるため、大規模な農地が一般化した事業対象地域において、本事業による用地取得に起因する日雇い労働者の大幅な減少は想定されません。更に、日雇い農業労働者は常に周辺の農地で雇用機会があるため、生計への影響がほとんど無いと調査では結論づけられています。ただし、「地主以外の農業労働者」で生計に多大な影響があるものへの救済措置は Entitlement Matrix で補償や生計回復支援が規定されております。
32.	RAP	影響を受ける Common Property Resource(s)に池が多く含まれているが、これらの池には「灌漑」や「上水」に利用されているものを含むか。（質）	原嶋委員	RAP 調査において、灌漑・上水利用が無いことが確認されています。
33.		23 の橋梁うち、その橋梁周辺で漁業（日常生活用・商業用）が盛んな箇所はないのか。漁業への影響はどのように考慮されているか。（質）	原嶋委員	RAP 調査において、河川橋梁周辺では漁業が行われていない事が確認されています。他方、河川は航路として利用されているため、橋梁工事中の安全航行への配慮が行われます。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
34.	環境レビュー方針 4-3)	センサス調査を実施しているとのことだが、具体的に何を調べているのか。事業への賛否なども聞いているか？（質）	錦澤委員	被影響者の家族構成、生計手段、収入・支出等をヒアリングしているとのこと。事業への賛否も調査されています。調査当初は反対もありましたが、その後、ドラフト RAP の説明会等で補償方針を十分に説明していく中で、大きな反対が無いことを実施機関は確認しています。
35	SEIA 4.2	文化遺産や景観インパクトについて十分に検討されていないようだが問題ないか。特にアーメダバードの世界遺産登録と関連して、事業地周辺に重要な遺産（寺院や階段井戸など）や眺望地点が存在することが予想される。ICOMOS への確認、埋蔵文化財への考慮なども気になるところ。（コ）	錦澤委員	文化遺産については、アライメント付近の国・州で保護対象として登録されたものがないため、影響なしとされています。ただし、施工時には業者が地方自治体（各県の下レベルの行政区）に確認し、必要な場合は対策を講じることを工事契約図書に含める方針です。 景観については、周囲の景観配慮上インパクトの大きい高架橋について、設計時にいくつかのデザイン比較を行い、影響の小さいものを採用する方針です。
<b>【ステークホルダー協議・情報公開】</b>				
36.	SEIA 7-7	Navsari で、過去に政府事業で取り上げられた土地で、適切な補償が支払われていないという苦情が示されているが、その真偽は。（質）	原嶋委員	真です。説明会参加者へのヒアリングによると、過去の高速道路プロジェクトにおいて、適切な補償がなかったことによる苦情であり、高速鉄道プロジェクトで用地取得を行う際には適切な補償を考慮してもらいたいとの趣旨とのこと。
37.	SEIA 7.5	Public Consultation と SHM の違いは何か。SHM には地元関係自治体が入っているようだが、住民と一緒に協議したのか。環境 NGO も含まれていたのか。（質）	錦澤委員	S-EIA に関わる情報公開は、被影響者に加え事業に対して関心を持つ一般市民を対象とするため、公聴会（Public Consultation）という表現が使われております。RAP に関しましては、被影響者および被影響コミュニティを対象にしているため、関係者協議（Stakeholder meeting）という表現が使われております。 公聴会は NGO（環境・社会開発）を含む、主要関係者に対し会議への参加要請状が現地実施機関または県から出されています。また、公聴会、関係者協議は地域の新聞で事前に告知が出されているため、NGO を含む広く一般が参加をしています。
38.	環境レビュー方針 1-3)	SHM の開催通知がショートノティスだったとあるが、具体的に何日前に周知したのか。インドにおいて事前通知について基準となる日数はあるか（EIA の説明会開催通知の規定など）（質）	錦澤委員	ショートノティスの短いものは 1-2 日ですが、問題提起も踏まえ、殆どのものは 1-2 週間前に新聞告知が出されています。 各自治体の責任者にも確認したところ、一般的な市民への告知の場合、1-2 週間前が適切であるとの助言があり、公聴会・関係者協議の告知は 1-2 週間前を目処に地域の新聞で行なわれたものです。

NO.	該当ページ	事前質問（質）・コメント（コ）	委員名	回答
39.	環境レビュー方針 4-2)	共有財産についてコミュニティと合意の上移転、とあるが、何をもって合意とするか明確にしておく必要がある。(コ)	錦澤委員	インドでは裁判が多発するため、権利書に関わる記録は全て書面で残し、権利者・関係者の調印を持って効力を有する文書での取り交わしをもって合意します。共有財産に関しては地域の自治体が管理している場合は、行政的な手続きで移転が行われます。一方で、宗教施設等は地権者に加え宗教施設の管理者等からの合意を書面で得て移転等が行われます。
40.		TUNNEL NO - 1 の Thane 周辺の海底トンネルは延長が非常に長く、トンネル内での事故の対応において適切な措置が取られていない場合、二次的災害につながる可能性もあります。停電や車両故障、火災等の事故時に、適切に対応し、乗員と乗客を安全に避難できるよう、予め安全面の対応を設計しておくことが重要に思われます。(コ)	柴田委員	長いトンネル内の移動、高低差のある避難路（換気口）を移動する負担や危険を避けるため、トンネル内で車両を止める事は原則行わない（必ずタネトンネル外まで退避して停車する）ことになっています。ただし、徒歩での避難が必要となった場合は、トンネル内両側に設置された整備用通路（各 1m）を使って最寄りの換気口から退避が行われることになっています。
41.		長期的な維持管理、修繕に関する予算措置を含めた計画の策定について、我が国の知見を活かした支援が実現することが望ましいと考えます。(コ)	柴田委員	長期的な維持管理・修繕は、予算措置も含めてインド側による対応がされます。F/S 時に我が国の知見を活かしたライフサイクルコストと予算措置について検討を重ね、長期的な維持管理・修繕が適切に行える様な計画を策定し、インド側で承認されています。
42.	環境レビュー方針 8 頁	GJ 州 (Valsad,Palghar) と MH 州 (Surat, Navasari) という記述は正しいか。(質) Is the explanation of GJ (Valsad,Palghar) and MH (Surat, Navasari) correct?	原嶋委員	以下のように訂正いたします。 GJ 州 (Surat 県、Navasari 県、 Valsad 県) MH 州 (Palghar 県)
43.		作成・公表される一連の図書のドキュメンテーションを改善できないか。例えば、複数の図書が発行されているので全体の見取り図を説明するような文書があるといい。通しページの併記、図の凡例の改善など。(コ)	錦澤委員	通しページの併記については、インド側に働きかけます。これに先立ち、「複数の図書が発行されているので全体の見取り図を説明するような文書があるといい」「図の凡例の改善」については、具体的な箇所をご指摘頂きますでしょうか。